（様式第1号）

記 入 例

エネルギー価格高騰対策支援金支給申請書兼請求書

**令和５年１月３１日まで有効**

令和**●**年**●●**月**●●**日

釜石市長 野　田　武　則　様

登記上所在地(法人)　**法人の場合は登記上の法人所在地**

住民票上住所(個人事業者)　**個人の場合は住民票の代表者住所**

法人名・屋号　**○○屋**

代表者名　**○○　○○**　　　　　　　　　印

電話番号　**0000-00-0000**

担当者名（代表者と異なる場合）　**○○　○○**

**差し支えなければ捨印をお願いします**。

捨印

エネルギー価格高騰対策支援金の支給を受けたいので、本書面に関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1　申請額兼請求額

|  |  |
| --- | --- |
| 下記表から選択※事業所が複数ある場合は、事業所ごとに支給額を算定し、合算すること | **１００，０００**円 |

※影響額に応じた支給額一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 影響額 | 10万円以上50万円未満 | 50万円以上100万円未満 | 100万円以上150万円未満 | 150万円以上 |
| 支給額 | ５万円 | １０万円 | １５万円 | ２０万円 |

２　支援金の振込先口座情報

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | **○○銀行** | 支店名 | **○○支店** |
| 口座種別 | 普通　・　当座 | 口座番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 口座名義（カナ名義） | 　　**○○○○　○○○○○****口座名義は通帳の見開き面のカナ名義のとおりに記入してください。****カナ名義に代表者役職・氏名が含まれていない場合は、記入不要です。** |
| ※カタカナ及び英数字のみで記載してください。※申請者と口座名義が一致すること。 |

○　カ）カマイシショウテン

×　カ）カマイシショウテン

　　　ダイヒョウトリシマリヤク　カマイシタロウ

（様式第３号）

エネルギー価格高騰対策支援金誓約書兼同意書

私（個人、法人又は団体。以下同じ。）は、エネルギー価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の支給申請を行うにあたり、次に記載の項目について、誓約及び同意します。

なお、虚偽の誓約を行った場合又は同意した項目に違反した場合には、釜石市長が支給額を決定する前であれば、支援金の支給申請を取り下げ、既に支援金の支給を受けていた場合は、速やかに支援金事務局に支援金を返還します。

記

※下記の各種項目に誓約する場合又は同意する場合には、各種項目欄左の確認欄に☑チェックを記入すること。

※確認欄の全てに☑チェックの記入がある場合のみ、当該支給申請を受理し、申請内容について、審査を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認 | 誓約項目 |
| ✔ | 支援金の支給申請あたり、支援金事務局に提出した支援金の関係書類、帳簿書類及び通帳その他の提出書類等に記載の事項に虚偽のないこと |
| ✔ | 令和３年度分又は直近の事業年度分における確定申告を完了していること |
| ✔ | 支援金の支給を受けた後も市内に事業所を置き、事業を継続する意思を有すること |
| ✔ | 暴力団（※）でなく、また、役員等が暴力団員（※）や暴力団員と密接な関係を有する者ではなく、当事業の経営に暴力団や暴力団員が実質的に関与していないこと※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定するものをいう。 |
| ✔ | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと |
| ✔ | 政治団体及び宗教上の組織又は団体でないこと**内容をよく確認したうえで✔してください。****１つでも✓が無い場合には支援金を支給できません。****（虚偽の✓をしていることが判明した場合には****支給した支援金を返納していただきます。）** |
| ✔ | 法人税法第２条第５項に規定する公共法人でないこと |

|  |  |
| --- | --- |
| 確認 | 同意項目 |
| ✔ | 支援金の支給申請及び支給に関わる情報については、本支援金事業及び釜石市が行うその他の事業等における適正な事務執行の確保等の理由により、警察その他の関係行政機関等及びこれらの事業等における受託事業者の間において、共有される場合があること |
| ✔ | 釜石市及び支援金事務局等が行う支援金の関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること |
| ✔ | 支援金の支給申請にあたり、支援金事務局に提出した支援金の関係書類、帳簿書類及び通帳その他の提出書類等については、令和10年３月31日まで電磁的記録等により保存するとともに、釜石市及び支援金事務局等から求めがあるときは、速やかにこれを提出すること |
| ✔ | 既に支援金の支給が行われている者のうち、支援金の支給要件に該当しないこと又は釜石市長が支援金の支給が不適切であると認める者であることが発覚した場合には、支給を受けた支援金について、返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、釜石市及び支援金事務局等が支援金の支給申請及び支給に関わる情報等の公表等を行うことがあること |

**令和５年１月３１日まで有効**

　令和**●**年**●●**月**●●**日

（法人名・屋号）　**○○屋**

（代表者）　　　**○○　○○**　　　　　　　　　　印